(公印省略) 契第 1789 号 令和5年3月16日

各県民局(センター)長 各土木(港管理)事務所長 様 部 内 各 課 長

土木部長

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る 指名競争入札における取扱いについて

このことについて、下記により取り扱うこととしたので適切に処理されるよう通知します。 なお、この通知により「建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る指名競争入札 における取扱いについて」(令和3年9月24日付け契第1366号)については、廃止します。

記

1 指名競争入札による契約の締結

契約の締結方法については、一般競争入札によることとされているが、次のものに係る契約については、不誠実又は不信用な者が参加するなどのために一般競争入札に付することが不利と認められることから、指名競争入札により締結する。ただし、次の(1)ないし(3)の建設工事のうち、広く民間の技術提案を受け付けることが望ましい場合等で、別途入札参加者審査会規程第11条若しくは第16条又は少額入札参加者選定委員会設置要綱の規定により当該建設工事の入札に係る審議事項を審議する審査会等の議決を得たものについては、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札により締結することができる。

- (1) 契約予定金額が1,000万円未満の一般土木、アスファルト舗装、橋梁(上部)、造園、 電気、管、機械器具製作据付及び電気通信工事
- (2) 契約予定金額が5,000万円未満の建築一式工事
- (3) 契約予定金額が5億円未満かつ一般土木、アスファルト舗装、橋梁(上部)、造園、建 一式、電気、管、機械器具製作据付及び電気通信工事以外の建設工事
- (4) 測量・建設コンサルタント等業務(測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査 及び選定事務処理要領第2条に掲げる業務。ただし、「政府調達に関する協定(平成7年 条約第23号)」が適用されるものを除く。)

2 指名競争入札の拡大(試行)

次の(1)に掲げる建設工事に係る契約については(1)ないし(3)の契約予定金額にかかわ

らず、原則として指名競争入札を適用して入札手続を行い締結することを試行する。

(1) 試行対象工事

- ア 緊急小規模等維持修繕工事(「緊急小規模等道路維持修繕工事に関する総価契約単価 取決方式実施要領」、「緊急小規模等河川維持修繕作業に関する総価契約単価取決方式 実施要領」及び「緊急小規模等港湾・海岸維持修繕作業に関する総価契約単価取決方式 実施要領(案)」に定める対象作業をいう。)。ただし、県が管理する道路、河川、港 湾及び海岸等の施設の状況等を考慮して必要があると認められる場合は、対象外とする ことができる。
- イ 災害復旧工事(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業のうち、随意契約とする必要のあるものを除く。)。 ただし、災害の発生状況等を考慮して必要があると認められる場合は、対象外とすることができる。

3 指名選定業者数

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「建設工事等」という。)に係る指名競争入札における指名選定業者数については、特別な技術を要する場合を除き、建設工事等1件について、次に掲げる建設工事等の契約予定金額の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 建設工事

ア 1 千万円未満 10者

イ 1 千万円以上3 千万円未満 12者

ウ 3 千万円以上 15者

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

ア 1千万円未満 6者

イ 1 千万円以上3 千万円未満 8 者

ウ 3 千万円以上 10者

4 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

- (1) 低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)は、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として設けるものであり、調査基準価格を下回った入札が行われたときにあっては、落札決定を保留して入札金額を調査した上で、落札者を決定する。
- (2) 最低制限価格については、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要であると認められる場合に設けるものであり、最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 建設工事等に係る指名競争入札における調査基準価格及び最低制限価格については、次のとおりとする。

なお、ウ及びエの業務については、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査 及び選定事務処理要領第2条に掲げるものとする。

ア 契約予定金額が5億円以上の建設工事 調査基準価格及び同価格を下回る価格の最低制限価格(調査最低制限価格)

イ 契約予定金額が5億円未満の建設工事

最低制限価格

ウ 測量業務、設計・監理業務(工事監理業務を除く。)、地質調査業務、その他調査業務(環境等に係る業務に限る。)、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務

最低制限価格

エ 設計・監理業務(工事監理業務に限る。)及びその他調査業務(環境等に係る業務を 除く。)

調査基準価格及び最低制限価格は設定しない。

5 入札の執行回数

入札の執行回数については、2回までとする。

なお、建設工事に係る指名競争入札においては、予定価格と入札金額との開差がおおむね 10パーセント未満であって、入札執行者が落札の見込みがあると判断した場合は、入札の執 行回数を3回とすることができる。

6 不落随契の手続への移行

指名競争入札における不落随契への移行については、原則として下記のとおりとするが、 経済対策及び災害対策等を目的とした入札手続きの暫定的な運用が別途示されている場合は、 この限りではない。

(1) 建設工事に係る指名競争入札においては、5により入札を執行して落札者がない場合であっても、不落随契(再度の入札を実施し落札者がないことを理由とする随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号参照))の手続に移行することができない。ただし、災害復旧工事等の緊急に発注する必要があるものについては、事前に、当該建設工事に係る指名競争入札の指名選定についての審議を行った入札参加者審査会又は少額入札参加者選定委員会(契約予定金額が250万円以下のものについては、指名選定権者)の承認を受けている場合は、不落随契の手続に移行することができる。

なお、5により入札を執行して落札者がない場合には、改めて指名選定等の手続を行い、入札を執行する。この場合において、設計に不備等がなく、不都合が生じないと認められるときは、設計変更を行わずに入札を執行することができる。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務に係る指名競争入札において、再度の入札を執行して 落札者がない場合は、入札参加者のうちから見積書の提出を希望する者を募って見積り合 わせを行い、不落随契を締結する。

なお、再度の入札において、予定価格と入札金額との開差がおおむね5パーセント以

上ある場合又は入札執行者が入札における競争性が確保されていないと判断した場合(談合等の疑いを生じた場合を含む。)は、不落随契の手続に移行せずに改めて指名選定等の手続を行い、入札を執行することができる。この場合において、設計に不備等が無く、不都合が生じないと認められるときには、設計変更を行わずに入札を執行することができる。